

# グリーン調達ガイドライン

二版

2013年 9月

東海光学株式会社

光機能事業部

## 目次

． 東海光学の環境保全に対する考え方	
． 具体的な取組み内容	
1. 目的	・・・ 1
2. 適用範囲	・・・ 2
3. 用語の定義	・・・ 2
4. 製品含有化学物質の分類及び閾値	・・・ 3
5. 調達方法及び管理基準	・・・ 3
6. 調達部材調査及び提出資料	・・・ 4
7. 関連(対象)法令	・・・ 4
8. 問い合わせ先	・・・ 5
9. その他	・・・ 5
10. 改訂履歴	・・・ 6

別紙 - 1 化学物質一覧

様式 - 1 製品に含まれる化学物質に関する不使用証明書

# 東海光学の環境保全に対する考え方

## 環境方針

私たちは、地域社会、自然環境との共生・調和を実現する。

## 環境方針展開

ISO14001 に基づいて構築した環境マネジメントシステムにより環境管理を推進する。

快適で文化的な生活を提案する事業活動を通じ、省資源・廃棄物の削減を行い、健全な環境の維持・向上に努める。

当社の業務及び事故等の緊急時においても、地域社会に迷惑をかけない汚染の予防を行うことを含め、環境マネジメントシステムの継続的改善を推進する。

環境関連の法律、規制、協定等を遵守し、必要に応じて自主基準を設定し環境保全に取り組む。

環境目的・目標を定め、その実現を図り、年一度見直しをする。

環境方針を文書化し、環境マネジメントシステムを構築・実施し維持すると共に全社員に周知徹底する。

環境方針は、社外からの要求、その他必要に応じ公表する。

## 具体的な取組み内容

### 1. 目的

このガイドラインは、東海光学株式会社が『地域社会、自然環境との共生・調和を実現する』という方針に基づいて環境保全を推進するため、薄膜事業部が定める基準書の指針を示すものです。環境に配慮した商品づくりの推進を図るため、地球環境への負荷が少ない資材の調達、すなわち『グリーン調達』を推進し、環境保全活動に積極的な購入先と共に、持続可能な社会の発展に努めます。

尚、本ガイドラインは JGPSSI(グリーン調達調査共通化協議会)が発行する以下の基準書類の最新版に準ずる。

- ・ジョイント・インダストリー・ガイドライン(JIG-101)
- ・調査回答ツールより作成される文書 (JGP4 フォーマットまたはファイル)
- ・調査回答ツール操作マニュアル
- ・製品含有化学物質調査・回答マニュアル(調査回答ツール、マニュアル)
- ・JIG 101 に準じたJGPSSI 回答ツールのためのマニュアル
- ・製品含有化学物質管理ガイドライン

## 2. 適用範囲

1) 対象とする部材(対象物)は下記の通りです。

部品 材料 製品

2) 適用範囲について個別で取決め、又は契約等の取り交しがある場合は、それらに従う事とします。

## 3. 用語の定義

### 1) グリーン調達

環境保全に配慮した物品をサプライヤーから優先的に調達する事。

### 2) 部材

弊社製品を構成する材料や部品、並びに副資材(包装材・梱包材等)又は製品の事。材料、部品、副資材、製品の代表的なものを下記に示します。

材料(主材料) …… 加工の対象となるガラス基板、プラスチック基板等、

材料(補助材料) …… 蒸着材料、スパッターゲット、洗浄液等の補助材料、

材料(副資材) …… インク、トナー、手袋、指サック等の副資材、

材料(包装材) …… ダンボール、緩衝材等の包装材

部品 …… 製造及び加工装置の部品

製品 …… お客様にお渡しする加工品

### 3) 含有禁止化学物質

「4. 製品含有化学物質の分類及び閾値」の 1) 参照

### 4) 含有管理化学物質

「4. 製品含有化学物質の分類及び閾値」の 2) 参照

### 5) 均質材料

異なる材料に機械的に解体できない材料を意味します。

均質とは全体的に構成物が一様であることを意味します。

参考例: プラスチック、セラミックス、ガラス、金属、樹脂、コーティング、合金、メッキ

機械的分解とは機械的に分解できることを意味します。

参考例: ねじの取り外し、切断、粉碎、破壊、研磨、等により機械的に分離、させる事を指します。

### 6) 意図的添加

特定の特性、外観、又は継続的な含有が望ましい場合などに製品の成形時に故意に使用する事。

### 7) 不純物

不純物とは、天然素材中に含有され、精製過程で除去しきれない、または反応の過程で生じ技術的に除去できない物質を言います。

### 8) 閾値のレベル

製品に含まれる化学物質が、この値と同じもしくは超えた場合は、本ガイドラインに則り、開示しなければならない限界を示す濃度レベル。重量 % またはppmで示す。(1000ppm = 0.1 %)

### 9) 開示基本基準

化学物質を開示すべきかどうかを判断する為の基準。本ガイドラインでは下記の3つに分類されています。

## R 関連(対象)法令

(a)使用の禁止、(b)使用の制限、(c)報告義務、又はその他の規制効果(例:表示)のいずれかを定める現行法の規制を受ける化学物質であり、当該化学物質特定の規制要件が現在有効であるか、又は将来的な発効日が特定されている場合。

### A (評価のみ)

現行法の規制を受ける可能性がある物質であり、当該化学物質特定の規制要件の発効日が不確定である場合。

### I (情報提供のみ)

規制されていない化学物質であるが、電気電子製品における当該化学物質の含有量を報告する事について認められた市場の要求が存在する場合。報告は広く採用された業界の環境関連合意又は業界標準に関する企業の評価を用意にする為に利用される。

## 10) JIG-101(ジョイント・インダストリー・ガイドライン-101(Joint Industry Guide -101))

日本、米国、欧州の共同作業により作成した製品含有化学物質のガイドライン。

## 4. 製品含有化学物質の分類及び閾値

### 4 - 1. 化学物質管理の分類

本ガイドラインにて規定する製品含有化学物質は以下の2種に分類となります。

(グリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI)発行のジョイント・インダストリー・ガイドライン(JIG-101)の表A - JIG報告すべき物質のリストをもとに対象化学物質を表1に付記)

#### 1) 含有禁止化学物質

##### 1-1.使用禁止の化学物質

##### 1-2.使用制限の化学物質

1-3.報告義務、その他規制効果のいずれかを定めた現行法の規制を受ける化学物質であり、当該化学物質の規制要件が有効かまたは発効日が特定されてない場合。 RoHS・PFOS適用除外は含みません。

#### 2) 含有管理化学物質

2-1.現行法の規制をうけるおそれはあるが規制要件の発効日が不確定な化学物質

2-2.規制対象外物質ではあるが、電気電子製品において当該化学物質の含有量の報告義務がある化学物質。

2-3.規制を受ける物質ではあるが、特定条件下のみで使用する化学物質

### 4 - 2. 製品含有化学物質の閾値

製品含有化学物質の閾値レベルは 別紙 - 1 化学物質一覧を参照ください。

## 5. 調達方法及び管理基準

・サプライヤー様は納入に先立ちジョイント・インダストリー・ガイドラインに基づきグリーン調達調査を行い、資料を提出してください。

・判断基準は本書ガイドラインの判断基準により結果を通知し、適合と判定された場合は対象物を納品してください。(購入については本ガイドライン及び社内購買管理規定に基づき管理します)

- ・JGPSSIの製品含有化学物質管理ガイドラインの5項に基づき、実施項目を明確にするとともに対象物への含有禁止化学物質の混入を防止してください。但し、調査依頼元のグリーン調達ガイドラインに材料指定、要求等がある場合はそれを優先とします。
- ・工程検査については社内及び製造委託先の受け入れ、工程内、出荷検査において弊社のご依頼するガイドラインもしくは、調査依頼元の調達ガイドラインに沿った製品含有化学物質の適合性を検証してください。また、含有化禁止化学物質の誤使用、混入、汚染防止策は作業マニュアル識別等により管理をお願いします。

## 6. 調達部材調査及び提出資料

### 環境負荷物質調査

- ・部材や均質材料中に禁止物質が許容濃度以上に含有していないことを証明いただく為、以下の書類の提出をお願いします。

) グリーン調達調査共通化協議会 (JGPSSI) 指定の製品含有化学物質調査・回答書 (調査回答ツール)

) 製品に含まれる化学物質に関する不使用(様式 - 1)

) 製品安全データシート (MSDS) 又は成分表、ミルシート (鋼材検査証明書)

) 分析データ (カドミウム・鉛・水銀・六価クロム・PBB・PBDE のみ)

グリーン調達調査共通化協議会 (JGPSSI) 指定の製品含有化学物質調査・回答書 (調査回答ツール) 及び製品含有化学物質調査・回答マニュアルは「8. その他」の JGPSSI のHPよりダウンロードの上、使用頂くか、弊社窓口担当者まで配布が必要な旨をご連絡ください。

- ・回答は、会社として内容に責任を持てる方が記入又は確認下さい。

#### 【書類作成時の注意事項】

- ・様式 - 1 は一品一票で作成下さい。

- ・MSDSは労働安全やP R T R法で見られるように環境保全を目的にしたものであり、グリーン調達調査に必要な微量の化学物質情報が必ずしも全て含まれているわけではありません。

従って、MSDSを参照して記入される場合は、調査対象物質情報が欠落する恐れがありますので、十分にご注意下さい。

弊社が指定する部材は出荷ロット毎の測定データ提出を求めることがありますので、その指示に従ってください。

## 7. 関連(対象)法令

本ガイドラインにて対象とする法規制及び対象とする物質は下記のとおりとなります。

- 1) 「化学物質の審査および製造などの規制に関する法律 (化審法)
- 2) 「労働安全衛生法5条」(安衛法)
- 3) 毒物及び劇物取締法
- 4) 「特定物質の規制などによるオゾン層の保護に関する法律」(オゾン層保護法)
- 5) 水質汚濁防止法
- 6) 大気汚染防止法
- 7) 「電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限」(RoHS指令)
- 8) 「EU REACH Annex (制限物質)
- 9) その他関連法令

## 8. 問い合わせ先

東海光学株式会社 光機能事業部

品質管理 Gr / 納入資材部門

TEL 0564-45-8000

FAX 0564-45-8001

## 9. その他

・東海光学ホームページ

ホームページ <http://www.tokaioptical.com/>

・グリーン調達調査共通化協議会 (JGPSI)

ホームページ [http://www.db1.co.jp/jeita\\_eps/green/greenTOP.html](http://www.db1.co.jp/jeita_eps/green/greenTOP.html)

